

東京大学ワーク・ライフ・バランス検討会設置要項

(平成20年4月17日 総長裁定)

1. 設置

国立大学法人東京大学に、教職員の健康と生活に配慮した勤務時間等の設定の改善を図るためワーク・ライフ・バランス検討会（以下「検討会」という。）を置く。

2. 任務

検討会は、次に掲げる事項を任務とする。

- ① 業務の態様に対応した勤務時間の設定、年次有給休暇の取得しやすい環境の整備、時間外勤務の縮減等に係る事項の調査・審議
- ② 健康の保持に努める必要があると認められる教職員、子の養育又は家族の介護を行う教職員、妊娠中及び出産後の女性教職員等、仕事と生活の調和への配慮等に係る事項の調査・審議
- ③ ①及び②の調査・審議の結果に基づく適切かつ必要な措置の提案

3. 組織

検討会は、委員長及び委員をもって組織する。

4. 委員長

- (1) 委員長は、総長が指名する者をもって充てる。
- (2) 委員長は、委員会を招集し、会務を総括する。
- (3) 委員長に事故があるときには、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

5. 委員

委員は、次に掲げる者に総長が委嘱する。

- ① 総長が指名する者 若干名
- ② 教職員過半数代表者若しくは同代表者が推薦する者又はその両者のうちから若干名
- ③ 総長が指名する産業医 1名
- ④ 総長が指名する学識経験者 1名

6. 任期

- (1) 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- (2) 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7. 開催

委員長は、任務を行うため必要があると判断したとき、又は委員長が必要と判断したとき開催する。

8. 庶務

検討会の庶務は、本部労務・勤務環境課において処理する。

9. 補則

この要項に定めるものの他、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会の定めるところによる。

附 則

この要項は、平成20年4月17日から実施する。

附 則

この裁定は、平成22年4月1日から実施する。

了解事項

本検討会の当面の任務は、恒常的長時間勤務の解消(そのための適正な勤務時間管理と業務改善・再配置)、メンタルヘルス対策(休業者対策を含む)、職員における女性登用推進等、勤務時間をめぐる諸問題のなかでも深刻化している問題の実態を早急に調査し、平成 20 年 10 月を目処に「第 1 次勤務時間改善プラン」(仮称)を策定することにある。第 1 次プランを策定するまでは本検討会を 2 月に 1 回程度開催することとし、それ以降はプランの実施、実施結果の収集・分析・評価、第 2 次プランの策定等のために必要に応じ開催するものとする。